

基本方針Ⅰ 担い手の確保と所得向上

施策体系Ⅰ 多様な担い手の確保

(1) 産業の担い手

①認定農業者の経営安定化

J A、普及指導センターなど、関係機関と連携して農業者の所得向上に向けた課題やニーズの把握、解決策の検討を行うとともに、補助・融資制度、専門家（農業経営相談所）の活用などの支援施策の周知を行います。

また、認定農業者を対象とする支援策の充実を図ることで、令和2年と同等の認定農業者数を確保します。

②経営継承者の経営安定化

農業後継者に対しては、就農支援の実施、補助事業の優先採択や補助率の上乗せなど、次世代の担い手として重点的に支援する仕組みを構築します。

③漁業経営の安定化

6次産業化を目指す漁業者グループなどが行う事業を支援し、新たな販路開拓など関連ビジネス分野への進出を目指すことで所得の向上を図ります。

さらに、高鮮度保持技術などの新技術導入や地域資源を積極的に活用した付加価値の向上対策などについても支援を行います。

(2) 地域の担い手

①地域リーダーの育成

地域農業の将来像を描く話し合いを行う中で、地域の担い手を取りまとめ、話し合いを主導する地域リーダーとなる人材を発掘し、育成を図ります。

②大学生や若者の活用

大学の地域連携活動やボランティア活動、短期アルバイトなど、大学生や若者が農業や農村に関心を持ち、様々な活動に参加しやすい環境づくりをすすめ、地域づくりに参画する人材の確保を図ります。

(3) 新たな担い手

①ワンストップ支援体制の構築

ア 農地リストの作成

就農希望者が円滑かつ早期に農地を確保できるよう、農業委員会と連携して、利用可能な農地リストを作成します。

イ 新規就農モデルの作成

就農希望者が具体的な営農スタイルをイメージしながら就農できるよう、地域や作目別の「新規就農モデル」を作成します。

ウ 法人化支援

中小企業支援センターなど、法人支援の専門機関との協力体制を構築し、農業者の法人化を支援します。

②総合農事センターにおける研修の充実

ア 新規就農

就農希望者に対する技術研修を実施するとともに、ステップアップ研修として、農家での実地研修などを行います。

イ 農福連携

障害者施設の指導者を対象とした、農作業の基礎を学ぶ研修を実施します。

ウ スマート農業塾

総合農事センター内にスマート技術を導入した施設を整備し、新規就農者や高齢農業者でも生産性の高い農業が実現できるよう、栽培技術習得研修を実施します。

③自伐林家の育成

間伐等の森林整備を自ら行う「自伐林家」を育成するため、県が実施する林業に関する知識や機械操作等の技術を習得する研修の周知や情報提供を行います

④漁師塾の開催

将来の漁業の担い手を確保・育成するため、漁業体験や研修等を通じて市民等が水産業に触れる機会を創出し、新規就業者の確保を支援します。

⑤新規就業者の定着促進

ア 地域でのフォローアップ

J Aや普及指導センター、地域の指導農業士や農村女性アドバイザーなどと連携して、就農後の不安や疑問などに幅広く対応し、新規就農者の定着を促進します。

イ 補助・融資による支援

国や県、J Aの補助・融資事業を有効に活用するほか、市単独の補助・融資事業についても維持・拡充を図り、新規就農者の経営段階に応じた支援を実施します。

⑥農福連携の推進

農業者のニーズ・シーズの調査をはじめとした農業者と障害者福祉施設等とのマッチングに向けた環境整備を行うほか、障害者福祉施設等を対象とした研修の実施や農福連携に関する情報発信などを行います。

⑦半農半X等に対する就農情報の発信

田園回帰や地方移住への関心の高まりをとらえ、市ホームページやSNSなどを通して、本市での移住・就農に向けた情報発信を行います。

また、首都圏や関西圏等の大都市圏で開催される合同就農説明会等に積極的に参加し、本市への移住と就農に関する情報提供や相談を行います。

施策体系2 生産力の向上

(1) 担い手への農地集積

①むらづくり活動の活性化

地域の農業者が主体となって、地域農業の将来を担う農業者の選定や農地利用の集約化、遊休農地の取り扱い、農業施設の維持管理など、地域農業の将来像を自ら模索し、合意形成を図る、むらづくり活動を支援します。

また、合意形成後は、話し合いで決定した整備方針に沿って、基盤整備や畦畔除去による大区画化、農業施設の整備などの支援を行います。

②農地中間管理事業の活用

福岡県農業振興推進機構が農地の貸し手と借り手の中間的受け皿となってマッチングを図る農地中間管理事業を積極的に活用して、担い手への農地集積と集約化を推進します。

(2) 所得の向上、安定化

①農業へのスマート技術の導入

ア 実証試験の実施

国の制度等を活用してスマート農業の実証に取り組むほか、先進的なスマート農業技術の展示会を開催します。

イ 総合農事センターにおけるスマート農業技術展示

総合農事センター内にスマート技術を導入した施設を整備し、スマート技術に関心を持つ農業者に技術展示と栽培技術習得研修を実施します。

ウ スマート技術実装支援

スマート技術の実装を支援する方策を検討し、生産性の高い農業の実現を目指します。

②施設・機械の導入

ア 農業施設等の整備

農業施設や機械の導入支援を引き続き行うほか、今後の生産性向上が見込まれる地域に重点的な整備を行うとともに、脱炭素や温暖化対策など時代のニーズにあった整備に対して集中的な支援を行います。

イ 漁業施設改善整備

漁具倉庫や荷さばき所などの漁業関連施設の維持管理コストの削減や高齢者に対応した施設への更新等について支援するとともに、漁獲物の付加価値を高める活魚水槽の整備や加工施設など、漁業者が共同利用する施設整備について支援を強化します。

③収入保険等による経営の安定化

農業者の所得安定のため、既存の価格安定事業との効果検証を行い、国がすすめる収入保険への加入促進を行います。

④市内産素牛利用による経営の安定化

小倉牛の生産コスト削減を図るため、市場価格よりも安価な市内産子牛の増産を支援します。

また、生産農家に対して、子牛から出荷までの各段階での飼養管理指導を行い、飼料価格や素牛（もとうし）価格等の外部環境の変動に対応できる安定した経営基盤づくりを支援します。

（3）森林経営の支援

①森林の経営管理

ア 森林経営管理制度に基づく森林所有者への意向調査

木材生産がビジネスとして成り立ち、森林の循環的な利用につなげるため、森林経営管理制度に基づく森林所有者への意向調査や森林の状況把握をすすめ、施業の集約化が可能な森林の所在を明示します。

イ 森林経営計画作成の支援

持続的な木材生産や適正な人工林の管理を目指し、事業者が行う森林経営計画の作成を支援します。

②公共施設での木材利用促進

市内産を含めた国産木材の利用を促進するため、森林環境譲与税を活用して、公共施設に国産木材を使用した机や椅子、遊具といった備品等の導入をすすめます。

③木材生産の促進

市営林を計画的に皆伐、再造林し、持続可能な循環型の木材利用を促進します。

(4) 資源管理型漁業の推進

①スマート技術を活用した漁場管理

魚礁や天然礁の位置、水産生物の生息状況や資源量を最新の観測機器を活用した調査により高精度に把握し、生産性を向上しながら適切な水産資源の管理を行うことにより、効率性と持続性が両立する漁業を促進します。

②種苗放流

水産資源を回復させるため、種苗の育成や放流を行う漁業者に対する支援を継続するとともに、より効果的な放流方法についての検討を行い、種苗放流事業を強化します。

③養殖業の推進

本市の養殖業の主力であるカキ養殖について、養殖水域の環境保全に取り組み、持続的な養殖を目指します。

また、新たな養殖魚種の導入に向けて漁業者が行う試験養殖等の取組を支援します。

基本方針Ⅱ 生産環境の保全・整備

施策体系 1 生産基盤整備

(1) 遊休農地の発生防止・解消

①農地パトロールの活性化

遊休農地の発生を早期に把握するため、農業委員会と協力し、農業委員や農地利用最適化推進委員が実施している農地の見回り活動を強化します。

②むらづくり活動の活性化（再掲）

地域の農業者が主体となって、地域農業の将来を担う農業者の選定や農地利用の集約化、遊休農地の取り扱い、農業施設の維持管理など、地域農業の将来像を自ら模索し、合意形成を図る、むらづくり活動を支援します。

また、合意形成後は、話し合いの中で決めた整備方針に沿って、基盤整備や畦畔除去による大区画化、農業施設の整備などの支援を行います。

③遊休農地の解消支援

農業委員会と連携し、復旧すべき農地に関する地域の支援を行うほか、農家等による農地復旧作業に対する支援を行い、遊休農地の解消をすすめます。

(2) ほ場整備

①地域活動の支援

農業生産性（労働生産性、土地生産性）の向上、農業構造の改善（担い手の育成、安定的・持続的な営農）を図るため、担い手や後継者が多い地区においてはほ場整備を推進します。

②ほ場整備の実施

平成 29 年度に基本設計に着手したものの、事業が休止状態にある若松区有毛浜田地区について、地元調整を進め、早期の事業再開を図ります。また、その他のほ場整備に関心のある地域に対しては、情報の提供や地域での合意形成を図る話し合い活動の支援などを行っていきます。

(3) 農業施設の適正管理

①維持管理計画の策定

水門やポンプ等の農業施設について、長寿命化やコストの縮減・平準化、効率性と安全性を確保した計画的な維持管理や更新を行うため、維持管理計画を策定します。

②農業施設の長寿命化と計画的更新

維持管理計画に基づき、予防保全と事後保全による計画的な維持・更新を実施し、施設の長寿命化と維持管理コストの低減を図ります。

また、農地の減少により利用されなくなる見込みの施設については廃止をすすめます。

③未利用施設の有効活用

産業構造の変化などにより、未利用となった施設や土地、農業用として利用されなくなったため池などについて、調節池等の他用途への転用や貸付・売却などの有効利用をすすめます。

(4) 林道の整備

①林道の開設・改築

全国森林計画、遠賀川地域森林計画、本市森林整備計画に掲げる整備中の合馬線、辻三線2路線の開設や改築(2,717m)に引き続き取り組みます。

また、既存の路線については、生産環境基盤の機能向上や費用対効果等の検討を行った上で、維持補修を行います。

②橋梁点検・長寿命化

林道施設の長寿命化の観点から、橋梁の点検及び補修を計画的に行います。

(5) 漁港の整備

①水産物供給基盤整備事業

定期的な漁港施設の点検を行うとともに、漁港の重要度及び施設の特性に応じて優先順位を定め、計画的かつ適切な時期に機能保全対策を実施します。

また、曾根漁港の連絡道路の整備や藍島漁港の防災機能の強化を行うほか、その他の漁港の施設の老朽化や漂砂などの対策に取り組みます。

②漁港照明灯のLED化

漁港照明灯の光熱費の節減と長寿命化を図るため、「北九州市地球温暖化対策実行計画」に基づき、水銀・ナトリウム灯からLED灯への交換をすすめます。

③漁業施設改善整備(再掲)

漁具倉庫や荷さばき所などの漁業関連施設の維持管理コストの削減や高齢者に対応した施設への更新等について支援するとともに漁獲物の付加価値を高める活魚水槽の整備や加工施設など、漁業者が共同利用する施設整備について支援を強化します。

施策体系 2 国土保全・公益的機能の向上

(1) ため池防災対策の推進

①防災重点農業用ため池対策

「福岡県防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」に基づき、ため池の劣化状況評価や地震・豪雨耐性評価、防災工事を実施するとともに、農業用として利用されていないため池については、廃止や調節池等の他用途への転用をすすめます。

②洪水調節機能強化

降雨を一時的に貯留し、下流域の洪水被害を軽減する洪水調節機能を高めるとともに、ため池決壊のリスクを低減するため、低水位管理を実施します。

(2) 荒廃森林の整備

①強度間伐等の実施

平成 30 年度から令和 9 年度までの 10 年間で水源涵養^{かんよう}や土砂災害防止等の公益的機能が発揮できなくなるおそれのあるスギ・ヒノキ等の人工林において強度間伐等を実施し、公益的機能を長期に発揮できる森林を整備します。

②森林公園等の整備

森林公園等において支障木の除去や広葉樹の植栽を行い、展示効果の高い森林を整備します。

また、園路や施設を整備し、森林レクリエーションの場として、市民と協働し、質の高い森林を提供します。

③温室効果ガス吸収森林の整備

森林管理に必要な資金調達的手法として、「J-クレジット制度」(省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組によるCO₂などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度)の活用に向けた調査を実施します。

(3) 放置竹林の拡大防止

①竹林整備

ア 竹林の分布状況等データ整備

竹林の分布状況、傾斜等の情報を航空写真等から解析したデータを活用し、竹林の利活用を図るとともに、必要に応じて再調査を行うなどデータ更新を図ります。

イ 竹林の伐採、他樹種への転換

近接する住宅や道路に被害を及ぼすおそれがある急傾斜地の放置竹林について、

竹を伐採した後、クヌギ等の広葉樹を植栽し、再び竹林に戻らないよう管理しながら森林化を図るとともに、森林所有者の同様の取組を支援します。

②竹材の利用促進

放置竹林の解消には竹材をバイオマスや高付加価値製品として有効活用する仕組みづくりが重要であるため、大学や企業等と協力した竹材利用の多角化の検討や竹材利用者とのマッチング、竹林整備を行う事業者の集材・加工等への支援を行います。

③竹林整備を行う市民活動の推進

市民団体等が行う竹林整備の活動が持続可能な取組となるよう、竹林から産出される竹材やたけのこを活用する収益事業を組み合わせた竹林整備への支援を強化します。

また、竹林伐採に取り組む団体等には、国の森林・山村多面的機能発揮対策交付金等を活用した支援を行います。

(4) 漁場環境の保全と整備

①藻場・干潟の造成・保全

持続的に水産資源が生産可能な環境を実現するため、水産生物の産卵場や育成場となる藻場や干潟等の保全や再生を行います。

②漁場環境保全活動の支援

母藻の投入や食害生物であるウニの駆除などの藻場保全活動や底質を改善する海底耕うんなど、漁業者自らが主体となって取り組む漁場環境保全活動を支援します。

(5) 環境負荷の軽減

①有機農業の推進

有機農業に関する講習会を開催して取組に向けた啓発を図るとともに、総合農事センターにおいて有機農業に係る課題を把握するための試験栽培等を行います。

②G A P

農業者を対象にG A P（Good Agricultural Practice：農業生産工程管理 農業における「食品安全」「環境保全」「労働安全」等の考え方を統合し、持続可能な農業生産を確保するための取組）に関する説明会を開催して啓発・情報発信を実施し、環境に配慮した持続的で効率的な経営の実現を図ります。

③脱炭素化技術導入支援

農林水産業における脱炭素・温暖化対策を推進するため、国の方針や先進事例など

の情報収集、市内外の企業との連携による新技術の開発や導入を行うほか、農林水産だよりや市政だより、SNSなどの媒体を活用して農林漁業者や消費者に対する啓発活動を行います。

④日本型直接支払の推進による農業・農村の多面的機能の維持

農業・農村の有する国土保全等の多面的機能の維持及び発揮のため、国の日本型直接支払制度を活用し、地域活動や営農活動に対する支援を行います。

基本方針Ⅲ 都市と共存する農林水産業の推進

施策体系 1 地産地消の推進

(1) 情報発信の強化

専門家の知見や若者を中心とした市民の意見を踏まえたPR戦略を策定し、本市の農林水産業や食に関する情報（地元食材のレシピや飲食店情報など）について大学生などの若者と連携してSNSを通じて若者層へPRするなど、市内外の情報を届けたい層に注目される情報発信活動を展開します。

(2) 「食」イベントの充実

本市農林水産物のPRやブランド化の推進、「食」によるにぎわいを創出するため、「農林水産まつり」や「カキ焼き祭り」など、「食」に関するイベントの充実を図ります。

(3) 食育の推進

① 農業体験学習の充実

ア 小学生を対象とした体験学習

バケツ稲などの農業体験や農家による講演等を行います。また、総合農事センターの施設を活用して、農業の生産過程について理解してもらう取組をすすめます。

イ 中学校・高等学校・大学と連携した体験学習

中学校や高等学校の「総合的な学習」や大学の「地域実習」などを利用して、農業をテーマにした学習機会を創出し、若者に農業の知識や関心を高める活動をすすめます。

② 学校給食での市内産農林水産物の利用拡大

学校給食で市内産の農林水産物を食べることは、子どもたちの市内農林水産業への関心を高め、シビックプライドの向上につながるため、教育委員会、学校給食協会、JA、青果卸売業者等と連携し、新たなメニューの開発や少量でも市内産農林水産物を使用できる仕組みを構築し、使用品目数や使用量の増加に取り組みます。

(4) 農商工連携

農林漁業者と商工業者が新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組み、新たな市場の創出や地域の就業機会の拡大などに寄与するため、異業種とのマッチングによる農商工連携の機会創出や事業化の支援などをすすめます。

（５）ブランド化支援

消費者の評価が高い市内産農林水産物を北九州市を代表する「食」のブランドとして知名度を高め、消費拡大と有利販売につなげるため、様々なチャンネルを活用した旬の時期、産地の状況、購入可能な店舗、料理方法などの情報発信を行います。

（６）流通・販売支援

①直売所・朝市支援

J Aや漁協をはじめとした直売所・朝市運営者等と連携し、直売所マップの作成に加え、地元いちばんホームページやSNSによる旬の食材やその料理方法等の情報発信を行い、直売所・朝市の利用者の増大に取り組みます。

また、農林水産物の直売所の機能強化を図るため、農協や漁協等が主体となって運営する直売所で、立地が良く市民ニーズが高いものについては、新設や規模拡大に向けて積極的に支援していきます。

②Eコマース支援

新型コロナウイルス感染症拡大により外食の利用が減少する一方、家庭での食事の機会が増え、インターネット販売等のEコマースの利用が増加している機会をとらえて、市内の農林水産業者等がEコマースを活用する取組を支援します。

施策体系 2 市民との共生・協働

（１）農林水産業体験機会の提供

生産者との交流を図る産地見学会や収穫体験など農林水産業を体験できるイベントを開催して、市民が農林水産業や食に対する理解を深める機会を提供します。

また、市が発行するガイドマップやSNS等を通じて市民農園の情報提供を行います。さらに、農業体験や農泊事業などに地域が一体となって取り組む活動を支援します。

（２）市民への憩いの場の提供

①総合農事センター「はなのおかこうえん花農丘公園」の魅力向上

指定管理者と連携して、農作業体験や動植物とのふれあいの機会を充実するとともに、梅園やバラ園などの総合農事センターのリソースを活用したイベントや地域と連携したイベントの開催、農林ショップ（直売所）の魅力向上に取り組みます。

また、来場した市民が快適で安全に過ごせるよう、魅力向上のための施設整備や老朽化した施設の計画的な改修に取り組みます。

②森林公園等の整備（再掲）

森林公園等において、支障木の除去や広葉樹の植栽を行い、展示効果の高い森林を

整備します。

また、園路や施設を整備し、森林レクリエーションの場として、市民と協働し、質の高い森林を提供します。

③漁港のにぎわいづくり

若松区脇田漁港にある「ひびき海の公園」内の海水浴場、海釣り桟橋、人工海浜、フィッシャリーナ、フィッシャーマンズワープ「汐入の里」の集客を図るイベントを拡充することで、公園内での回遊性を高め、多くの賑わいを創出する水際線づくりに取り組みます。

(3) 鳥獣被害の軽減

①啓発活動や情報発信の強化

出前講演の実施、市政だよりへの特集記事の掲載、啓発看板や啓発チラシの作成などを通じて、エサをやらない、近づかない、刺激しないなど、人と野生鳥獣との付き合い方についての知識や理解の向上を図ります。

②野生鳥獣とすみ分けできる環境づくり

地域が一体となってワイヤーメッシュや電気柵を導入することにより、農地や市街地への野生鳥獣の侵入を防止し、被害の軽減を図ります。

また、野生鳥獣が市街地に定着しないよう、ペットのエサや家庭菜園等の適正な管理、竹やぶの除去等に市民と協働して取り組みます。

③被害防止のための追い払いや捕獲

市、JA、猟友会などで構成する「イノシシ駆除協議会」活動の強化に努め、イノシシ等の効率的な捕獲を推進します。

また、捕獲後の活用策として、ジビエ普及の取組も進めていきます。

市街地に出没するサル等については、地域や警察と連携して追い払いを行い、市民生活への影響を出来る限り軽減し、被害の防止を図ります。

(4) 総合農事センター「^{はなのおかこうえん}花農丘公園」の機能強化

①「農業のショールーム」としての農事センターの取組強化

市民に農業を身近に感じてもらい、関心を高めるため、野菜や花き、果樹等の試験・展示栽培を行います。

②スマート技術の導入(再掲)

総合農事センター内にスマート技術を導入した施設を整備し、市民に公開するとと

もに、技術を活用した栽培技術取得研修を実施することで、新たな農業者（新規就農者、半農半X等）や高齢の農業者でも生産性の高い農業の実現が可能な環境作りを目指します。

③総合農事センター「はなのおかこうえん花農丘公園」の魅力向上（再掲）

指定管理者と連携して、農作業の体験や動植物とのふれあいの機会を充実するとともに、梅園やバラ園などの総合農事センターのリソースを活用したイベントや地域と連携したイベントの開催、農林ショップ（直売所）の魅力向上に取り組みます。

また、来場した市民が快適で安全に過ごせるよう、魅力向上のための施設整備や老朽化した施設の計画的な改修に取り組みます。